

岩倉桜まつりメイン行事日お祭り広場ステージ出演要綱

(申込み基準及び行事日)

第1 岩倉桜まつりメイン行事日に岩倉市下本町お祭り広場内ステージ（以下「ステージ」）にて出演を希望する団体（以下「出演者」）は、岩倉市内に活動拠点を有し且つ2名以上で構成され、日頃の活動成果を広くステージで発表することを目的とした団体に限る。メイン行事日は岩倉桜まつり実行委員会（以下「実行委員会」）にて決定する。

(出演時間)

第2 出演時間は、次のとおりとする。

メイン行事日の1日目は午後0時30分から午後2時30分、午後3時から午後4時まで2日目は午前10時から午後1時、午後1時30分から午後4時までとし、出演者の出演時間はステージの準備・片付けを含め30分とする。但し、利用可能な時間については実行委員会にて使用制限を行なう場合もある。

(出演者募集方法及び申請等)

第3 出演者募集周知については、「市広報いわくら」に掲載し、出演者は実行委員会へ岩倉桜まつりステージ申込書を指定期日までに提出しなければならない。

(出演者決定方法)

第4 出演者決定については、応募多数の場合は抽選会を行う。但し、申込み枠に空きが生じた時は抽選漏れの出演者で再度希望する団体にて抽選を実施する。

(遵守事項)

第5 出演者はステージで必要な器材・設備等は、実行委員会が指定する物以外は自己で準備し、搬入・搬出については実行委員会の指示に従わなければならない。

(免責)

第6 出演に際し出演者の所有する器材・設備等の破損及び盗難については、実行委員会は、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要事項は実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日より施行する。

附 則

この要綱の一部改正（第4 出演者決定方法）は、平成22年12月16日より実施する。

附 則

この要綱の一部改正（第2 出演時間）は、平成23年12月26日より実施する。なお、出演時間日程は開催日程によりメイン行事日はその都度変更することとする。